

端末整備・更新計画

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		4月～9月	10月～3月	4月～7月	8月～3月				
1	児童数	202		191	191	187	166	155	145
2	生徒数	110		112	112	101	102	103	104
3	児童生徒数	312		303	303	288	268	258	249
4	予備機を含む整備上限台数	400		400	348	348	348	348	348
	整備台数（予備機を除く）				303	288	268	258	249
	整備台数のうち基金事業によるもの				348	348	348	348	348
5	内 児童用	202		191	191	187	166	155	145
6	生徒用	110		112	112	101	102	103	104
7	児童生徒用	312		303	303	288	268	258	249
	累積更新率（％）				100	100	100	100	100
8	小学校教員用	21		21	21	21	21	21	21
9	小学校予備機	26		26	26	30	51	62	72
10	中学校教員用	22		22	22	22	22	22	22
11	中学校予備機	19		19	19	30	29	28	27
	予備機の計	45		45	45	60	80	90	99
	予備機のうち基金事業によるもの				45	60	80	90	99
13	予備機整備率（％）				100	100	100	100	100
12	整備に関する備考	G I G A 第 1 期		第1期	第2期	G I G A 第 2 期	G I G A 第 2 期	G I G A 第 2 期	G I G A 第 2 期

児童生徒数3の15% 45.5

【端末整備・更新の考え方】

【更新対象端末のリユース・リサイクル・処分について】

対象台数 400
 リユース 100 予備機として（小学校 40 中学校 30 教委 30 ）
 リサイクル 300 損壊したものを含む（再利用・再資源化を資源有効利用促進法の製造事業者へ委託）

- 端末のデータについては、処分事業者へ委託する。
 令和7年4月 処分事業所選定
 令和7年8月 新規購入端末の使用開始
 令和7年9月 使用済端末の事業者への引き渡し

【G I G A第2期において、児童生徒数の15%以内が予備機として補助対象である。但し、教員用の整備は必要条件であるが、補助対象ではない。そこで、G I G A第2期においての教員用は、第1期に購入したものをを使用することとする。】